

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和7年8月5日

評 価 者：港湾局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎港コンテナターミナル関連施設
施設所在地	川崎市川崎区東扇島 82 番の内、83 番 1 の内、84 番の内、85 番の内、92 番地、93 番地
指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日
業務の概要	・施設の利用許可等に関する業務 ・施設の保守管理・軽易工事等に関する業務 ・ポートセールスに関する業務 ・その他の業務（安全管理・施設利用者との調整など）
指定管理者	名 称：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 ＜構成団体＞横浜川崎国際港湾株式会社、川崎臨港倉庫埠頭株式会社 代表者：横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 中井 拓志 住 所：横浜市内西区みなとみらい2-3-1 電 話：045-680-6583
所管課	港湾局川崎港管理センター港営課（電話:287-6029）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	○ 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、川崎港の主な仕出港である中国・上海等のロックダウンや世界的サプライチェーン全体の混乱により、各船会社による航路のスケジュール調整や取扱量の多い港湾へ貨物が集約化された。こうした要因により取扱貨物量が減少し続けていたが、一部利用料金の変更（減額）など利用者のコスト負担削減等に資する施策を実施し、令和6年度後半にかけて取扱貨物量を回復させた。 ○ 港湾運営会社に指定された横浜川崎国際港湾㈱と、ターミナル運営に実績のある川崎臨港倉庫埠頭㈱が結成した共同事業体が行う指定管理としては第4期目であったが、川崎臨港倉庫埠頭㈱の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、それら関係者と密に調整を図ることで、施設の整備と並行しながらも、荷役効率を損なうことなく、円滑にターミナル運営を行った。 ○ 令和5年度後半に新たにバンブールが供用開始され、構内導線などターミナルの運用が大きく変更となった際にも、市や施設利用者との調整を細やかに実施し、運営に支障を来すことなく円滑にサービスを継続した。 ○ 日常的な管理運営業務は、基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づいて適正に執行されている。 ○ 指定管理者のターミナル運営に関しては期間中苦情等を受けていない。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	○ 年間4千5百～6千5百件ほどの施設の利用許可を適切に行い、料金徴収においても全件、確実に収納した。 ○ コロナ禍においても、施設の保守管理・維持補修を適切に行った。毎年度、軽易工事発注件数は増加傾向にあり、適切かつ迅速に必要な補修工事

		等を行っている。特に令和6年度は過去最高となる41件の軽易工事を発注するなど、迅速かつ効果的・効率的な執行も行えている。また、軽易工事によらず、指定管理者職員が直接簡易な舗装や除草を行うなど、保守管理・維持補修に関するスキルアップも図られている。さらに、市が発注すると時間を要さざるを得ない軽易工事についても、利用者の利便性や安全性を最優先に考え、市と協議のうえ積極的に対応するなど、民間のノウハウを最大限に活かし、設備の老朽化に対応した施設管理を当初の期待水準以上に迅速かつ積極的に行った。 ○ 令和6年度におけるコンテナ取扱貨物量は、96,449TEUとなったが、これは上記の新型コロナウイルス感染症による影響に加え、ウクライナ紛争の長期化、中東での紛争によるスエズ運河からの運行回避などサプライチェーンの混乱などによるものであり、指定管理者の努力に因らない事情である。その一方、荒天等のやむを得ない事情以外ではコンテナターミナルをクローズさせなかったように安定的かつ効果的な管理運営を行い、既存顧客の流出防止に努めた。さらに、川崎港戦略港湾推進協議会と連携した新規荷主獲得に向けた川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客との信頼関係を維持する取組等のポートセールス活動を行った。これらの活動に加え、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うロックダウン等で一時中断していた海外ポートセールスを再開させるなど、難しい状況下においても、貨物誘致などポートセールスを積極的に行い、期間を通じて外内航の定期航路網を概ね維持した。 ○ 令和4年度には電気料金が高騰し、市がリスク分担に基づき一部を補填する対応を行ったが、以降の年度においては電力料金の高騰を見込んで予算を編成し、同様の事象を発生させなかった。令和6年度は、電気料金が令和5年度比で年間約2千3百万円の増額となるなど厳しい経営環境であったが、予算内で適切に対応した。 ○ 荷役料等物流コストにおける他港との競争力を確保すべく、市と協議の上、一部利用料金の変更（減額）を年度途中で実施した。このような厳しい収入環境下にあっても経営努力によって令和6年度の利用料金収入を前年度から約1千5百万円増収させた。取扱貨物量が令和5年度比で0.4%増であるのに対して、収入は同年度比4.4%増となっており、堅実に収入の増加を図っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	○ 今期は、新施設の供用開始や荷役機械の更新など、運営にあたり綿密な調整が必要な事象が多数あったが、工事などが輻輳する中、ターミナルの状況を十分に把握し、本市の関係部署及び利用者との情報共有を密に行ったことで、施設の利用に特段影響を及ぼすことなく運営することができた。とりわけ令和5年12月のバンプール供用開始に伴うターミナル内の大規模な導線変更について、構内走行図の改定や幅広い周知を主導的に行ったことは評価できる。 ○ 緊急連絡網を毎年度更新し、台風等の災害時や事故発生時の迅速な情報共有を行うために活用することができた。また、台風の影響が見込まれる場合は、指定管理者が主体となって台風対策会議を開催し、対応・対策を講じた。 ○ 事故等の発生時においては、現場対応及び関係者への情報提供を適切に

		行い、事故後は再発防止のための原因調査や協議を利用者と協力して行うことで、フォロー体制を確保した。また、市との合同パトロールや管理者・経営者による施設パトロールを実施し、事故の未然防止に努めた。なお、期間中に発生した事故のほとんどはドライバーによる操作ミスなどが原因であり、指定管理者の瑕疵によるものではなかったが、事故発生箇所へのクッションドラムの設置や原因企業への指導等、再発防止へ向けた対策を積極的に講じた。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークやオンライン会議等を通じた人流削減や、共有部のボタンや扉の取手に抗菌シートを貼付する等の対策に積極的に取り組み、クラスターの発生を未然に防いだ。また、抗菌シート貼付等は一般的な感染症対策として、現在まで継続して取り組んでいる。 ○ 令和6年9月には消防署と合同で大規模な消防訓練をターミナル内で実施し、消防署との連携機能を向上させた。その際には施設利用者も参加して訓練を実施し、関係者の有事の対応手順の習熟を図るとともに防災意識を向上させるなどの活動を主導的に実施した。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	○ 川崎港コンテナターミナルは平成8年4月の供用開始からまもなく30年を迎えることから、施設・設備の老朽化が進んでおり、ターミナル機能を維持し、適正なサービスを提供するために、計画的な維持補修を市と協議し、進めていく必要がある。 ○ 設備の老朽化に対応し、安定的にサービスを提供していくため、市において GC（ガントリークレーン）など荷役機械の更新や荷さばき地等の改修工事を行っていく必要があることから、市や利用者等と密に調整を図りながら、利用者の安全確保や荷役作業への影響を最小限に抑える必要がある。 ○ 官民で設定した目標である「令和11年度までに20万 TEU 達成」に向けて、引き続き川崎港戦略推進協議会等と連携した効果的なポートセールス活動を行う必要がある。 ○ 市の CNP 計画への対応や国の CNP 認証制度など、カーボンニュートラル等の新たな社会課題に対応するとともに、各種承認料金について毎年適切に分析した上で、より利用促進及びサービス向上に資する制度の構築が必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	○ 毎月1回、ターミナルで開催する定例会議において、モニタリングシート等を活用し、指定管理業務の進捗状況や運営課題の把握、業務改善のための意見交換と指導を行っている。また、業務日報等により日頃の運営状況を確認するなど、適切なマネジメントがなされている。 ○ 定例会議以外においても随時ターミナルを訪問し、施設の利用状況や業務の実施状況等を所管課職員が確認し、必要に応じて指導、助言を行っている。 ○ 上記以外にも、今期から課題解決に特化した会議を年に2回実施し、各課題に対して期間を設定して解決を図るなどの具体的なマネジメントを行って

		いる。																																										
2	制度活用による効果はあったか。	【サービス関係】 * コンテナ取扱量は指定管理者の取組のみで左右されるものではないが、参考指標として指定管理制度導入以降の取扱量を示す。 各年度コンテナ取扱量実績（TEU） <table> <tr> <td>H28 年度</td><td>100,183TEU</td><td rowspan="4">} 前々回の指定期間</td></tr> <tr> <td>H29 年度</td><td>120,270TEU</td></tr> <tr> <td>H30 年度</td><td>135,120TEU</td></tr> <tr> <td>R1（H31）年度</td><td>152,833TEU</td></tr> <tr> <td>R2 年度</td><td>161,027TEU</td><td rowspan="4">} 前回の指定期間</td></tr> <tr> <td>R3 年度</td><td>127,016TEU</td></tr> <tr> <td>R4 年度</td><td>109,512TEU</td></tr> <tr> <td>R5 年度</td><td>96,071TEU</td></tr> <tr> <td>R6 年度</td><td>96,449TEU</td><td></td></tr> </table> 【経費関係】 * コンテナ取扱量によって荷さばき地や荷役機械等の施設利用料収入にも影響を受けるが、上記のとおり取扱量は指定管理者の取組のみで左右されるものではないため、参考指標として指定管理制度導入以降の収入を示す。 各年度収入実績（千円） <table> <tr> <td>H28 年度</td><td>59,280千円</td><td rowspan="4">} 前々回の指定期間</td></tr> <tr> <td>H29 年度</td><td>60,763千円</td></tr> <tr> <td>H30 年度</td><td>346,274千円</td></tr> <tr> <td>R1（H31）年度</td><td>368,420千円</td></tr> <tr> <td>R2 年度</td><td>376,373千円</td><td rowspan="4">} 前回の指定期間</td></tr> <tr> <td>R3 年度</td><td>341,547千円</td></tr> <tr> <td>R4 年度</td><td>355,187千円</td></tr> <tr> <td>R5 年度</td><td>335,458千円</td></tr> <tr> <td>R6 年度</td><td>349,343千円</td><td></td></tr> </table> 利用料金 納付金制 ○ 指定管理者がターミナルに常駐することにより、利用者からの意見・要望を的確かつ迅速に把握することが可能となっている。その上で市と十分な連絡調整を行い、意見・要望へのフィードバックを繰り返すことにより、ターミナルの利便性の向上が図られている。また、事故発生時には、直ちに事故状況の確認に向かうなど初動対応が行われ、市を含めた関係者に対しての報告も迅速に行われた。 ○ 老朽化などにより施設・設備に異常が認められた場合には、いずれも迅速かつ適正に補修を実施している。特に荷役機械や各種車両との交錯が懸念される場所での補修工事は、利用者との綿密な調整が不可欠であるが、ターミナルに常駐している強みを活かして、トラブルを生じさせることなく対応している。また、軽易工事に関する社内決裁規定を変更し、迅速な意思決定や契約を行うなど、民間のノウハウを活かした運営が行われている。	H28 年度	100,183TEU	} 前々回の指定期間	H29 年度	120,270TEU	H30 年度	135,120TEU	R1（H31）年度	152,833TEU	R2 年度	161,027TEU	} 前回の指定期間	R3 年度	127,016TEU	R4 年度	109,512TEU	R5 年度	96,071TEU	R6 年度	96,449TEU		H28 年度	59,280千円	} 前々回の指定期間	H29 年度	60,763千円	H30 年度	346,274千円	R1（H31）年度	368,420千円	R2 年度	376,373千円	} 前回の指定期間	R3 年度	341,547千円	R4 年度	355,187千円	R5 年度	335,458千円	R6 年度	349,343千円	
H28 年度	100,183TEU	} 前々回の指定期間																																										
H29 年度	120,270TEU																																											
H30 年度	135,120TEU																																											
R1（H31）年度	152,833TEU																																											
R2 年度	161,027TEU	} 前回の指定期間																																										
R3 年度	127,016TEU																																											
R4 年度	109,512TEU																																											
R5 年度	96,071TEU																																											
R6 年度	96,449TEU																																											
H28 年度	59,280千円	} 前々回の指定期間																																										
H29 年度	60,763千円																																											
H30 年度	346,274千円																																											
R1（H31）年度	368,420千円																																											
R2 年度	376,373千円	} 前回の指定期間																																										
R3 年度	341,547千円																																											
R4 年度	355,187千円																																											
R5 年度	335,458千円																																											
R6 年度	349,343千円																																											

		○ 市及び川崎港戦略港湾推進協議会と連携しつつ、ポートセールスを積極的に展開した結果、新型コロナウイルス感染症やウクライナ紛争などによる厳しい世界情勢においても、外内航の定期航路網を維持した。 ○ 市や関係者などで構成するターミナルの課題を検討する諸会議に積極的に参加し、今後の施設整備のあり方等について指定管理者の立場から情報提供や意見提案が行われた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	○ 市において今後計画している荷役機械の更新や荷さばき地等の改修工事が具体化された場合には、一定期間、供用できない施設が生じることとなり、当該施設に関する利用料収入が減少することから、そのような状況を見越した各年度予算を編成する必要がある。 ○ 令和6年11月に改訂した港湾計画や現在実施中の東扇島堀込部埋立等を踏まえ、現在指定管理の範囲に含まれている東京側の埠頭用地については、同施設周辺部と合わせて将来の新たな土地利用に向けた検討に入っており、今後の土地活用に支障がないよう、指定管理範囲から除外し、市が主導的に利用者調整等を図るべく直営で管理するよう見直しを図っていく必要がある。 ○ 電気代などの必要経費の上昇（又は高止まり）による支出の増加が見込まれることから、委託や軽易工事の契約先のより適切な選定等による他の支出の見直しが必要である。また、支出に見合った収入となるよう、各施設の利用促進によって利用料金による収入の増加を図る必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	○ 川崎港コンテナターミナルの管理運営については、現在、港湾運営会社制度を活用した指定管理者制度を導入している。 ○ 港湾運営会社制度とは、平成23年3月の港湾法改正により創設された制度であり、民の視点を導入し港湾運営の効率化を図ることが目的とされている。この制度の下、国から指定を受けた港湾運営会社は、国や市から行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる。 ○ 平成26年度より、国から川崎港の特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭㈱が指定管理者となり、管理運営を行った。平成28年度からは、国から京浜港の港湾運営会社の指定を受けた横浜川崎国際港湾㈱と、指定管理者としての運営実績があり、川崎港の特性を踏まえた取組の推進が期待される川崎臨港倉庫埠頭㈱により結成された共同事業体が指定管理者となり管理運営を行い、現在に至っている。 ○ 効率的な管理運営のため、将来的には、指定管理施設について、港湾法に基づき貸付制度の導入を目指しているが、現在のコンテナ取扱貨物量等を考慮すると貸付制度の導入が難しいため、令和8年度以降、当面の間は指定管理者制度を継続し、着実に同貨物量の増加を図っていくことが望ましい。

4. 今後の事業運営方針について

- 今期の共同事業体による指定管理においては、前述のとおり、横浜川崎国際港湾㈱と川崎臨港倉庫埠頭㈱のそれぞれの会社が持つノウハウを生かした管理運営が行われ、利用者の安全性及び利便性の確保、向上が図られた。新型コロナウイルス感染症やウクライナ紛争などの影響により厳しい経営環境が続いたが、コンテナ取扱貨物量は令和6年度には前年度を上回るなど回復の兆しを見せている。
- 当該施設の管理運営については、今後とも利用者の安全性及び利便性を確保しながら、老朽化の進む施設の状況や利用者の要望等を迅速かつ的確に把握してその対応を行うとともに、効果的なポートセールス活動を積極的に行うことが求められる。
- ターミナルの効率的・効果的な運営には、岸壁（国有財産）とコンテナヤード（市有財産）が一体的に運営される必要があり、国有財産である岸壁の貸付を受けることができるのは国に認可された港湾運営会社のみである。このことから、令和8年度以降においても、「京浜港の港湾運営会社の指定を受けた株式会社、又は当該株式会社が港湾施設の運営に実績のある者と結成する共同事業体のいずれか」（現指定管理における応募資格）にて管理運営を行うこととする。
- 指定管理範囲については、令和6年11月改訂の港湾計画において、東扇島地区外内貿埠頭の再編に向けて東扇島堀込部前面への係留施設の新規計画が示されたことから、係留施設と背後地の一体的・効率的な土地活用の検討を進めるとともに、市による主導的な利用者調整等を次期指定期間内に行っていくため、背後地のうち現指定管理範囲に含まれる一部施設を同範囲から除外し、直営で管理することを予定する。
- 指定期間については、今期は港湾運営会社たる横浜川崎国際港湾㈱が国に認可された運営計画の計画期間が令和7年度までであったため、その整合性を保つため令和5年度から令和7年度までの3年間としていた。同計画の次期計画期間は令和8年度以降、少なくとも10年以上となる予定だが、指定期間を10年以上の長期とする場合、施設管理や管理運営主体の見直しの機会を逸するおそれがあり、東扇島堀込部及び周辺の土地活用の状況も注視していく必要があることから、指定期間は5年間とすることを予定する。
- これらのことから、指定管理対象範囲を縮小し、令和8年度以降の指定期間については令和12年度までの5年間とし、引き続き、専門性の高い港湾運営のノウハウを有した指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。